

小金井市環境マネジメントシステムマニュアル

第 2 版

制 定 平成 2 1 年 4 月 1 日

最終改定 令和 元 年 5 月 7 日

小金井市

目 次

1	環境方針の策定・管理	
(1)	環境方針の策定	1
(2)	環境方針の見直し時期	1
(3)	環境方針の周知	1
(4)	環境方針の公表	1
※	小金井市環境方針	2
2	基本的事項	
(1)	はじめに	3
(2)	小金井市環境マネジメントシステムの適用範囲	3
(3)	体制及び責任	4
(4)	小金井市環境施策関連計画の体系	6
3	実行部門での環境マネジメント	
(1)	計画【Plan】	7
(2)	実施・運用【Do】	8
(3)	点検・評価【Check】	9
(4)	見直し【Action】	9
(5)	取りまとめ	10
4	内部環境監査	
(1)	内部環境監査の目的	11
(2)	内部環境監査員の任命	11
(3)	内部環境監査の種類	11
(4)	内部環境監査の構成	11
(5)	内部環境監査の時期	11
※	内部環境監査マニュアル	12
5	小金井市環境マネジメントシステムの見直し	
(1)	小金井市環境基本計画推進本部による見直し	15
(2)	市長による見直し	15
(3)	見直し結果への対応	15
6	教育と情報の取扱い	
(1)	全職員及び従事者の研修	16
(2)	コミュニケーション	16
(3)	文書と記録の管理	16
(4)	用語の定義	17
	参考資料	
※	小金井市環境マネジメントシステムへの環境審議会のコメント	18

1 環境方針の策定・管理

環境方針は、小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、市長が定めます。

(1) 環境方針の策定

環境方針は以下の事項を網羅するものとし、事務局（環境政策課）が原案を作成し、市長が決定することとします。

ア 市役所の事務事業の性質、規模に対して適切であること。

イ 小金井市環境マネジメントシステムの継続的改善を約束すること。

ウ 環境関連の法規制の遵守を約束すること。

エ 環境目的・目標を設定し、見直す仕組みを示すこと。

オ 文書化し、実行し、維持し、組織で働く全職員及び従事者に周知すること。

カ 一般の人が入手可能であること。

キ 小金井市環境基本条例及び小金井市環境基本計画の趣旨と整合すること。

(2) 環境方針の見直し時期

環境方針は、年1回の市長によるマネジメントシステムの見直し時及び市長が必要と認めた時に見直すこととします。

(3) 環境方針の周知

小金井市環境基本計画推進本部長（以下、「本部長」という）は、各課長を通じて、環境方針を全職員及び従事者に周知します。

(4) 環境方針の公表

事務局は、市役所に来訪した市民等が見やすい場所に環境方針を掲示するとともに、市報・市ホームページなどに環境方針を掲載します。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あげて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

2 基本的事項

(1) はじめに

市は、小金井市環境基本条例、小金井市環境基本計画、小金井市環境保全実施計画及び小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）、小金井市グリーン購入基本方針に基づく環境保全・創造の取組を一層強化していくため、また市の職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるため「小金井市環境マネジメントシステム」を確立し、維持し、継続的に改善していきます。

(2) 小金井市環境マネジメントシステムの適用範囲

ア 組織及び活動の範囲

小金井市環境マネジメントシステムは、以下の事務部局を対象とし、そこで行われる行政サービスについて、環境の保全・創造に取り組みます。

- ① 市長部局（会計課含む）
- ② 議会事務局
- ③ 行政委員会等の部局

なお、対象者は、全職員及び従事者（非常勤嘱託職員・臨時職員・委託業者等）とします。

※ 市は従事者に、システムの趣旨を伝達するなど、協力を依頼します。

イ 施設の範囲

小金井市が所管する全公共施設にて適用します。

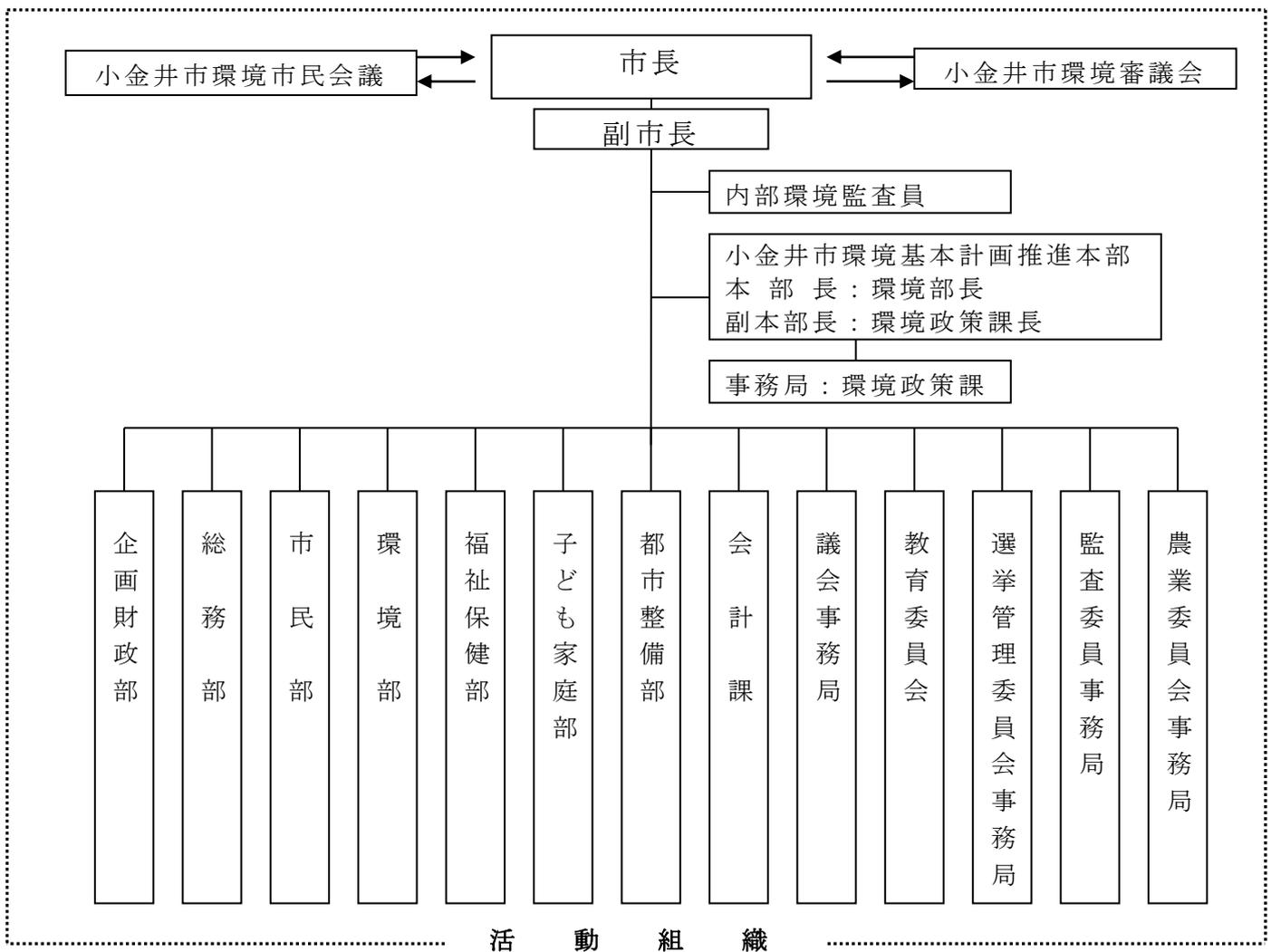
- ・本庁舎（本町暫定庁舎・西庁舎）
- ・小中学校（14施設）
- ・もくせい教室
- ・小金井市民交流センター
- ・図書館（5施設）
- ・文化財センター
- ・総合体育館
- ・上水公園運動施設
- ・一中クラブハウス
- ・東小金井事業創造センター
- ・児童館（4施設）
- ・子ども家庭支援センター
- ・本町高齢者在宅サービスセンター
- ・障害者福祉センター
- ・区画整理事務所
- ・中間処理場
- ・第二庁舎
- ・教育相談所
- ・集会施設
- ・公民館（5施設）
- ・はげの森美術館
- ・環境配慮住宅型研修施設
- ・栗山公園健康運動センター
- ・市テニスコート場
- ・清里山荘
- ・保育園（5施設）
- ・学童保育所（9施設）
- ・貫井北町高齢者用作業施設
- ・児童発達支援センター
- ・保健センター
- ・滄浪泉園管理事務所
- ・空缶・古紙等処理場

(3) 体制及び責任

市は、効果的な環境マネジメントを実施するため、小金井市環境マネジメントシステム管理組織の役割、責任及び権限を定めます。

本部長は、各課長を通じて、全職員及び従事者（非常勤嘱託職員・臨時職員・委託業者等）に対してそれぞれの役割、責任及び権限を周知します。

[小金井市環境マネジメントシステムの体制]

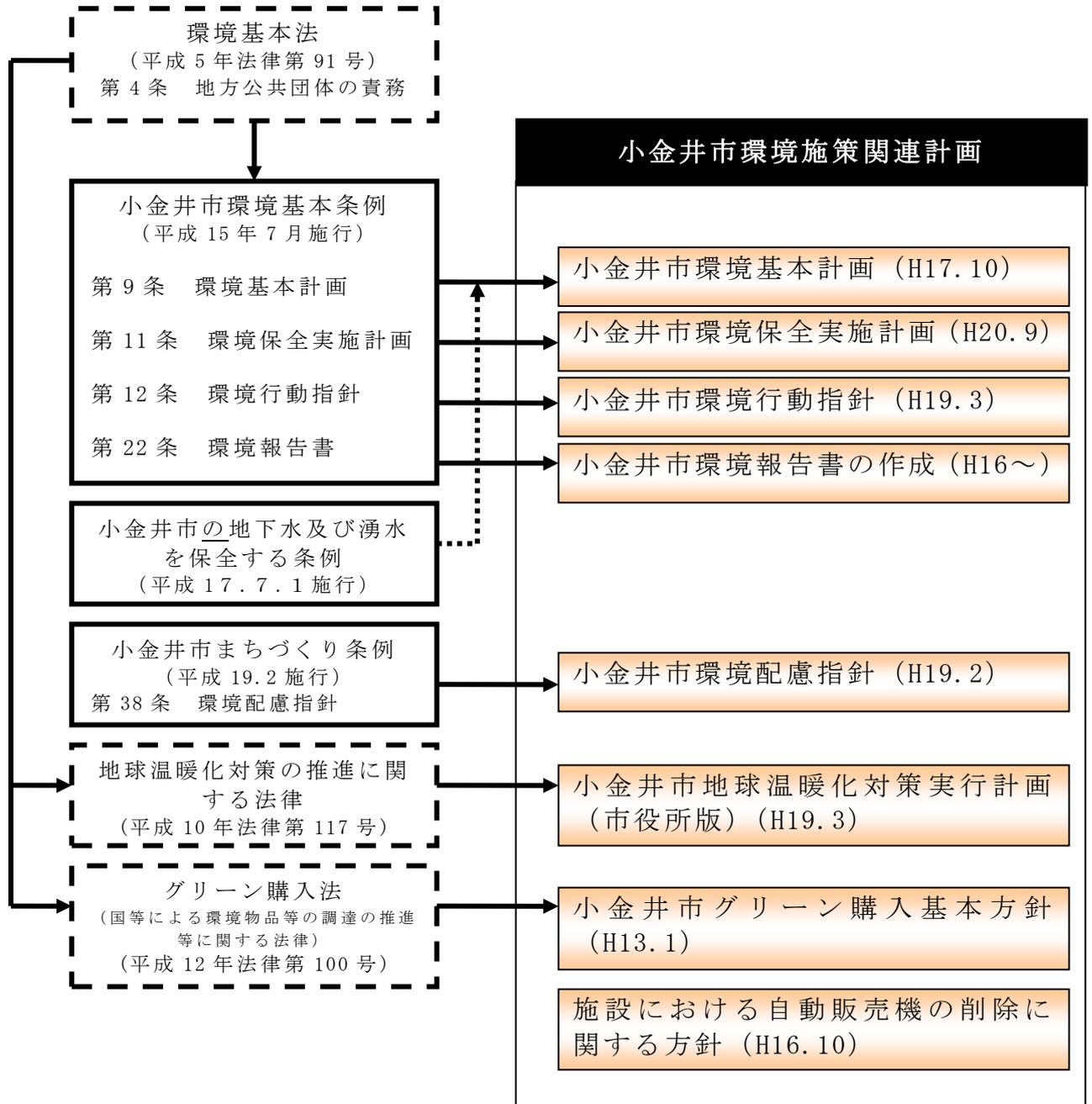


〔 役職による主な役割 〕

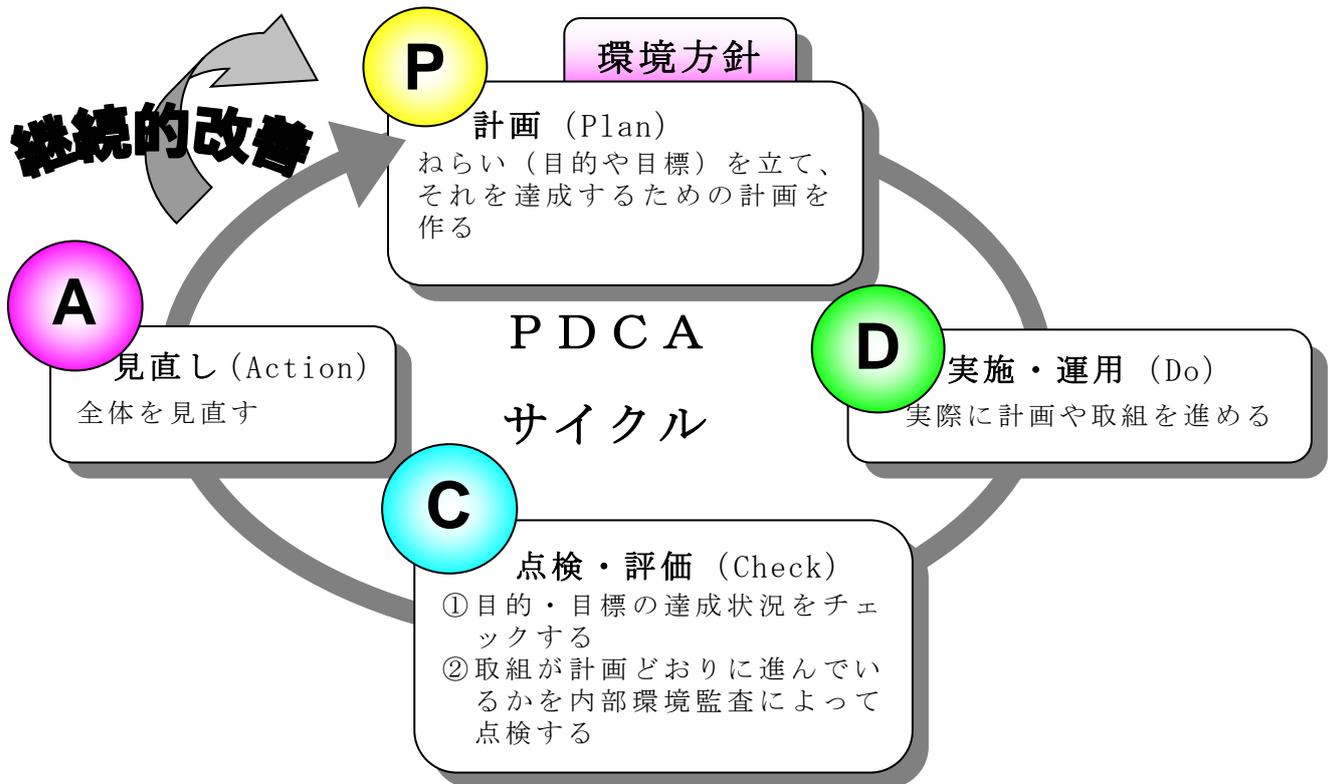
システム上の名称	役 職	主 な 役 割
小金井市環境市民会議 小金井市環境審議会	—	・ 小金井市環境マネジメントシステムの有効性、適切性、妥当性の評価
市 長	市 長	・ 市長による見直しの実施 ・ 小金井市環境方針の作成 ・ 役割、責任、権限の決定
副市長	副市長	・ 市長の補佐
本部長	環境部長	・ 小金井市環境マネジメントシステムの運用・管理総指揮 ・ 小金井市環境基本計画推進本部の召集、主宰
副本部長	環境政策課長	・ 本部長の補佐
各部長	部 長	・ 部内での小金井市環境マネジメントシステムに関する活動の総指揮 ・ 小金井市環境マネジメントシステム帳票類の決裁
各課長	課 長	・ 課内での小金井市環境マネジメントシステムに関する活動の総指揮 ・ 小金井市環境基本計画推進本部の出席
事務担当者	担当職員	・ 課内の環境行動の立案 ・ 帳票類の記載 ・ 報告書の作成
全職員及び従事者	全職員及び従事者	・ 小金井市環境マネジメントシステムの活動の推進
内部環境監査員	—	・ 内部環境監査の実施 ・ 市長が職員の中から任命
事務局	環境政策課	・ 小金井市環境マネジメントシステムに関する事務

(4) 小金井市環境施策関連計画の体系

小金井市環境マネジメントシステムでは、小金井市環境施策関連計画を運用維持し、継続的に改善していきます。各種計画の関連を以下に示します。



3 実行部門での環境マネジメント



小金井市環境マネジメントシステムで取り組む市の環境施策関連計画は、基本的に小金井市環境基本計画をベースにしてP（プラン＝計画）、D（ドゥ＝実施・運用）、C（チェック＝点検・評価）、A（アクション＝見直し）のサイクルを意識して構築されています。各課では、このPDCAサイクルにより、進行管理を行い、望ましい環境像の取組を進めます。

(1) 計画【Plan】

環境行動に基づく目標・施策の策定

ア 「小金井市環境保全実施計画」「実施計画表」の策定

① 「小金井市環境保全実施計画」の策定

「小金井市環境保全実施計画」は、小金井市環境基本計画を短期的、中期的にどう実行していくかを具体的に示し、優先して取り組む施策の指針となるものです。

「小金井市環境保全実施計画」は、「小金井市環境基本計画」の前期、後期の期間に合わせ、以下の手順で策定します。

A 各課長は、小金井市環境基本計画の中から事務担当者と相談して、各課内の取組項目の案を立案します。

B 立案された取組項目は、各課長、各部長の審査後、本部長が確認した上で「小金井市環境保全実施計画」に取りまとめます。

- C 本部長は「小金井市環境保全実施計画」を市長に提出し、承認を得ます。
- D 承認を受けた「小金井市環境保全実施計画」の取組項目は、以下の4つの方向性で管理を行います。
 - a 実施・充実：目的、目標、計画を立てて現状より改善する。
(改善項目)
 - b 継続：目的、目標、計画は立てずに継続的に実施し、現状を維持する。(維持項目)
 - c 検討：今年度は実施しない。
 - d 完了：事業が終了したもの。

② 「実施計画表」の策定

- A 各課長は、「小金井市環境保全実施計画」の中で「実施・充実」と決定した改善項目については、事務担当者と相談して、目的・目標、実行するための計画（責任・手段・日程）の案を「実施計画表（様式1）」に立案します。

その際、関連する法令・条例がある場合は、「実施計画表」に明記します。

《目的・目標設定時の注意》

目的と目標は以下の通り区別して、設定します。

目的：何を最終的な目的として取り組むのか、その取組が目指すべき到達点。

目標：環境目的を達成するために当面何をすべきかを示したものの。

- B 「実施計画表」は、各部長の審査後、副本部長が取りまとめを行い、本部長に提出します。

イ 環境行動の策定

- ① 各課長は、「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」に従い、「環境行動チェックリスト（様式2）」を策定します。その際に、各課で独自の環境行動を課内で検討し、チェック項目に追加します。
- ② 市では、「電気、都市ガス及びその他の燃料使用量表（自動車に給油したガソリン、軽油、天然ガスは除外）（様式3）」を策定します。

ウ 小金井市グリーン購入ガイドラインの策定

市では、物品調達を行う際は、環境に配慮した製品をできる限り選択するため、「小金井市グリーン購入基本方針」「小金井市グリーン購入ガイドライン」を策定しています。

(2) 実施・運用【Do】

市の事業の施行実行

ア 「小金井市環境保全実施計画」の実施

「小金井市環境保全実施計画」の中で各課が関連する項目を各課長

が中心となり実施、運用します。

- ① 「実施」又は「充実」（改善項目）とされているもの
- ② 「継続」（維持項目）とされているもの

イ 環境行動の実施

「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」の環境行動を実施します。

- ① 各課で、「環境行動チェックリスト」の実施

※ 各課で独自のチェック項目を決めて追加した場合は、それも含めて実施

- ② 各課で「電気、都市ガス及びその他の燃料使用量表（自動車に給油したガソリン、軽油、天然ガスは除外）」の実施

ウ グリーン購入活動の実施

物品調達を行う際は、環境に配慮した製品をできる限り選択するため、「小金井市グリーン購入基本方針」「小金井市グリーン購入ガイドライン」に従い購入します。

(3) 点検・評価【Check】

庁内での点検・評価（内部チェック）

ア 「小金井市環境保全実施計画」の点検・評価

各課長は、「実施計画表」の進み具合を3ヶ月に一度点検し、「実績報告書（様式4）」に記入し、各部長の確認後、本部長に報告します。その際、関連する法令・条例がある場合は、法令・条例の遵守状況も合わせて報告します。

イ 環境行動の点検・評価

各課長は、「小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）」に従い、実施状況を、毎月記録し、年度分を翌年度当初に事務局へ報告します。

- ① 「環境行動チェックリスト」

- ② 「電気、都市ガス及びその他の燃料使用量表（自動車に給油したガソリン、軽油、天然ガスは除外）」

ウ グリーン購入活動の点検・評価

各課長は、グリーン購入の実施状況を、「グリーン購入調査表（様式5）」に記録し、年度分を翌年度当初に事務局へ報告します。

(4) 見直し【Action】

取組の見直し

ア 各取組の内容は、組織の実態にあったものでなければ機能しません。よって、各課長のもと、以下の場合において見直し・改定を行います。

ただし、スケジュールの期間変更等の修正は朱書きで記入し、各部長の点検後、修正箇所に確認印を押します。

A 毎年3月（取組項目の見直し時）

B 組織変更、業務内容の変更、新規事業の開始などにより、取組

が影響を受ける場合

見直しをした結果は、各様式に記録します。

イ 活動の中で、問題点又は改善すべき事項が発見された場合は、各課長が以下の事項について、見直しを行い、各様式に記録します。

- ① 問題点又は改善すべき事項の原因を特定します。
- ② 特定した原因に対して、再発防止の対応策を立案します。
- ③ 対策を実施した後、同じ問題又は改善すべき点が発生していないか確認します。

(5) 取りまとめ

事務局は、ネットワークドライブによる「環境マネジメントシステム回答ホルダー」内の各課からの「環境行動チェックリスト」、「電気、都市ガス及びその他の燃料使用量表」、「実績報告書」、「グリーン購入調査表」の報告を、毎年度終了後の内部環境監査の資料とします。

なお、ネットワークドライブの接続のない施設は、書面により報告をもらいます。

4 内部環境監査

(1) 内部環境監査の目的

内部環境監査とは、小金井市環境マネジメントシステム上で、取組や方法が適切に実施・維持されているかどうかを確認するものです。報告される実績数値を見ているだけでは現れにくい、各課での取組状況を把握し、各課で発見した指摘に対して、適切な是正措置を行うことにより小金井市環境マネジメントシステムの継続的改善に繋がります。

また、内部環境監査の結果は、市長、小金井市環境審議会、小金井市環境市民会議、に報告します。

(2) 内部環境監査員の任命

市長は、内部環境監査員（以下、「監査員」という）を任命します。

なお、監査員の選定については、監査員の研修を受講し修了していることを資格条件とします。

(3) 内部環境監査の種類

内部環境監査は、共通実施項目環境監査で行います。

(4) 内部環境監査の構成

監査員は、小金井市環境基本計画推進本部員である各担当課長で構成します。

また、自らの部門の監査を行わないように配慮して監査チームを編成します。その際、各チームに監査チームリーダーを設けます。

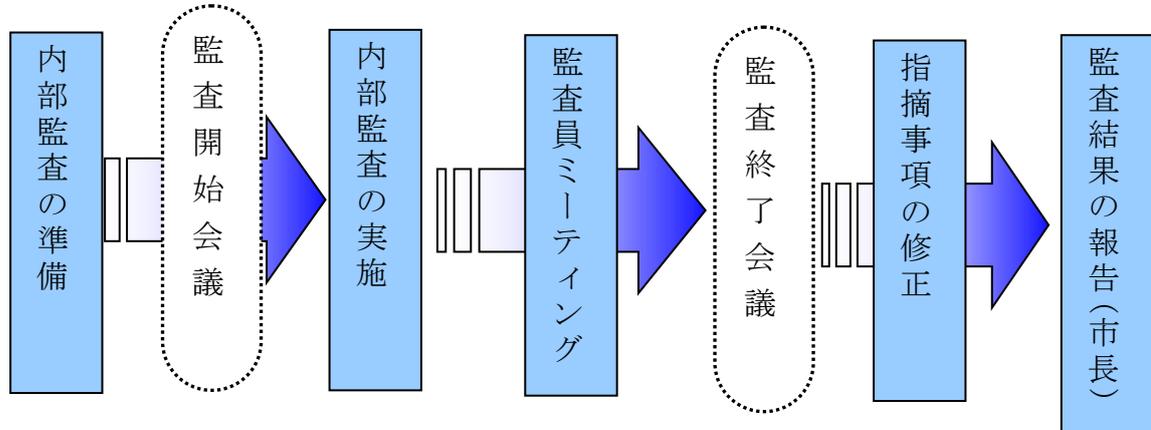
(5) 内部環境監査の時期

内部環境監査は、毎年、夏期に行い、3年で全部門の内部環境監査が完了するように実施します。

内部環境監査員マニュアル

1 監査手順

＜内部環境監査の流れ＞



2 監査の準備

- (1) 監査チームリーダーは、監査実施日・時間、対象部門、監査メンバーを明記した「内部環境監査計画書（様式6）」を作成し市長の承認を得ます。作成の際は、各被監査部門の環境上の特徴や重要性、及び前回監査結果を踏まえて作成します。
- (2) 監査チームリーダーは、各担当部門に監査の実施2週間前までに、「内部環境監査計画書」のコピーを配布し、監査の実施を連絡します。
- (3) 監査員は、「内部環境監査チェックリスト（様式7）」を作成します。

3 監査開始会議

監査の開始日に、監査開始会議を開きます。開始会議には、監査員、及び監査を受ける部長、本部長、副本部長、事務局が出席します。内容は、以下のとおりです。

- (1) 会議の開会の挨拶、自己紹介（監査側、被監査側）
- (2) 今回の監査の目的、範囲、基準
- (3) 監査スケジュールの説明
- (4) 「監査終了会議」への出席を確認
- (5) 監査は抜き取り（サンプリング）で実施することの了解

4 監査の実施

監査員は、「内部環境監査チェックリスト」に基づき監査を実施します。関連する文書や記録の確認と、現場での目視及び課長や職員からのヒアリングによって取組状況を監査します。監査のポイントは以下の点などです。

- (1) 小金井市環境マネジメントシステムマニュアルや決められた手順にそって、取組が行われているか、現場での実施状況の確認（ただし、出

先機関で現場の確認ができない場合は、書類とヒアリングのみの確認を行います)

(2) 前回の内部環境監査及び外部からの指摘事項があった場合、それらの指摘事項は適切に是正されているか

(3) 現場の意見を聞いてみる

(今後、より良い取組が行われるための大切な情報となります)

指摘事項が発見された場合には、監査を受ける側の同意のもと「内部環境監査チェックリスト」に不適合の状態、客観的証拠（文書・記録の名前など、具体的な証拠）、を記入します。（指摘のランクの部分は、この時点では記入しません）

5 監査員ミーティング（指摘事項の整理）

監査員は、内部環境監査の実施後に、発見した指摘事項に対し見解を調整し、最終的なランクを決めます。ランクの基準は表のとおりとします。

指摘事項	不適合		不適合ではない
ランク	重大	軽微	注意
基準	決められた事項がまったく守れていない、法律違反がある、など。	決められた事項の一部に不備、欠落がある、など。	印の押し忘れなど、些細なミス
是正要求	「是正処置要求書」を発行		監査終了会議で注意

監査員ミーティング後、ランクが重大及び軽微となったものに対して、監査員は「是正処置要求書（様式8）」を作成します。

6 監査終了会議（監査結果の発表、指摘事項の是正指示）

監査の最終日に、監査終了会議を開きます。監査終了会議には、監査員、及び監査を受ける部長、本部長、副本部長、事務局が出席します。内容は、以下のとおりです。

(1) 監査の結論

(2) 各担当部門で発見された指摘（不具合）、及び良く出来ていた点を発表します。

(3) ランクが重大及び軽微の指摘が出た部門に対し、是正処置の要求と是正期間を記入した「是正処置要求書」を発行します。

「是正処置要求書」を発行された課長は、是正期間までには是正または予防処置を「是正処置報告書（様式9）」に記入して、監査員に提出します。

7 監査の報告

監査員は、内部環境監査が終わった時点で「内部環境監査報告書（様式10）」を作成し、「是正処置報告書」を添付して市長、小金井市環境審議会、小金井市環境市民会議に報告します。

市長が重大と判断した不適合が認められた場合は、市長から監査員に再監査の指示することができます。

内部環境監査の記録類は、すべて事務局で保管します。

5 小金井市環境マネジメントシステムの見直し

(1) 小金井市環境基本計画推進本部による見直し

小金井市環境基本計画推進本部は、小金井市環境マネジメントシステムが引き続き適切であることを確実にするために、年1回及び必要時に見直しを行い、市長へ報告します。

ア 見直しに必要な資料の提出

事務局は、見直しにあたり、以下の資料を提出します。

- ① 内部環境監査の結果
- ② 点検・評価、見直しの状況
- ③ 前回までの見直し結果に対する対応状況
- ④ 市長、小金井市環境審議会、小金井市環境市民会議からの意見等
- ⑤ 変化している周囲の状況（環境関連法規制の制定・改廃、市を取り巻く環境の変化など）

イ 見直し内容

見直しの内容には以下のことを含みます。

- ① 達成状況の評価と改定の必要性
- ② システムの改定の必要性

(2) 市長による見直し

市長は、小金井市環境基本計画推進本部の見直し結果の報告を基に指示をします。

ア 小金井市環境方針の改定の必要性

イ 小金井市環境マネジメントシステムの運用・維持に必要な改定

ウ システムの改定の必要性

(3) 見直し結果への対応

事務局は、市長による見直し、小金井市環境基本計画推進本部の見直しの結果に従い、次年度の計画に盛り込みます。

6 教育と情報の取扱い

市は、小金井市環境マネジメントシステムの仕組み及び内容を行う上で、必要とされる研修を実施します。また、小金井市環境マネジメントシステムの活動に関わる情報を、管理・公開します。

(1) 全職員及び従事者の研修

市は、小金井市環境マネジメントシステムの仕組み及び内容を周知徹底し、全職員の自覚を高めるため、職務・職階に応じて必要とされる研修を実施します。従事者には、システムの趣旨を伝達するなど、協力を依頼します。

研修名	対象者	内 容	実 施 責任者	回 数
課長職研修	各課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市環境方針及び小金井市環境マネジメントシステムに関わる教育 ・ 課内での活動の総指揮をする上で必要な知識 	事務局	年 1 回 以上
職員研修	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市環境方針及び小金井市環境マネジメントシステムに関わる教育 	事務局	年 1 回 以上
新規採用職員研修	新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市環境方針及び小金井市環境マネジメントシステムに関わる教育 	事務局	年 1 回 以上
内部環境監査員研修	内部環境監査員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小金井市環境マネジメントシステムマニュアル ・ 監査技法 	事務局	年 1 回 以上

(2) コミュニケーション

小金井市環境マネジメントシステムに関する、市役所内部及び外部（市民・事業者等の利害関係者）とのコミュニケーションについて次の手順を確立し、実施し、維持します。

ア 外部コミュニケーション

- ① 小金井市環境方針の公開
- ② 小金井市環境マネジメントシステムにおける率先した取組について広く市民に周知し、環境保全意識の高揚に努める。
- ③ 市が関与する団体、その他団体に対して、小金井市環境マネジメントシステムに関する情報を積極的に発信し、環境保全活動の促進に努める。

イ 情報公開

小金井市環境マネジメントシステムに関わる情報については、市の情報公開条例に基づき公開する。

(3) 文書と記録の管理

小金井市環境マネジメントシステムの文書と記録の管理は、「小金井市文書管理規程」に従い、管理を行います。

(4) 用語の定義

ア 環境マネジメントシステム

環境方針を策定、実施し、環境への取組を管理するための仕組み。環境方針を実現するため、計画を策定、実施・運用し、その結果を点検・評価し、さらに見直しをしていく一連の仕組み。

イ 環境

大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係を含む、市の活動（事務事業）をとりまくもの。

ウ 環境方針

市長によって正式に表明された、環境マネジメントシステムの運用にあたって、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すもの。

エ 目的

環境方針を満たすために、自ら設定する環境の到達点

オ 目標

目的から導かれ、その目的を達成するために目的に合わせて設定される詳細なパフォーマンス要求事項

カ 環境パフォーマンス

環境マネジメントシステムによる、測定可能な結果

キ 継続的改善

環境方針に沿って、全体的な環境パフォーマンスの改善を達成するために環境マネジメントシステムを向上させる繰り返しのプロセス

ク 持続可能な循環社会

環境の汚染を極力事前に防ぎ、小金井市の事務事業取組全般において、環境負荷を低減できるように、あるいはそれを管理できるように、リサイクルや省エネルギー、環境の保全・創造などに努めていくこと。

① 小金井市における日常の活動において、地球温暖化の防止を図り、リサイクルやエネルギー・資源の有効活用などを含め、環境にやさしい活動に努めていくこと。

② 施設の環境設備（冷温水発生機など）を適正に運転管理し、事故防止などの汚染の予防に努めていくこと。

③ 施策・事業においては、その構想・発案の段階から環境配慮を行い、計画、実施（公共工事においては工事発注も含む）し、管理していくこと。

ケ 内部環境監査

小金井市環境マネジメントシステムで定めた基準が満たされている程度を判定するために、監査証拠を収集し、それを客観的に評価するための体系的で、独立し、文書化されたプロセス

コ 内部環境監査員

監査を行う力量をもった人

サ 利害関係者

小金井市の環境パフォーマンスに関心をもつかまたはその影響を受ける市民・事業者・民間団体等。

小金井市環境マネジメントシステムへの環境審議会のコメント（資料）

環境マネジメントの本来の意味は、生産・流通過程に自然資源を効率的に投入し、廃棄物の回避、再利用、削減の可能性を追求し、企業間の競争に資することである。

自治体と並び企業がその対象となるべきところ、経済界の反対で自治体のみが制度上、環境マネジメントを行うことになった。

このような目的から、環境マネジメントは、①自然資源の効率的な利用（電気、水などと）廃棄物の軽減・再利用（3R）がもたらす環境への負荷の計量と同時に②マネジメントが自治体行政の運営にどの程度のコスト（経済）軽減を生んだかが同時に計量化され、示されることが望ましい。

審議会で説明された、「小金井市環境マネジメントシステム・マニュアル」は市行政内部でのマネジメント参加組織と項目が的確に示されている。

しかしマネジメントの前述の効果が計量化されず、このままでは定性的な説明にとどまることになろう。

眼目は地域社会を形成する市民・企業・自治体のうち、先行して自治体が市民と企業に、自らのマネジメントの効果を発信し、その方法（マニュアル）をモデルとして示すことである。

この情報発信の工夫が凝らされなくてはならない。

環境マネジメントは、その制度の主旨に照らし、自治体行政内部の試みをもって終結するものではない。地域社会を構成する市民と企業に、環境イノベーションともいうべき、その成果を伝播していただきたい。

小金井市環境審議会（会長 原剛）

2009年1月15日